

# 令和3年度枚方市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

令和3年3月

枚方市



# 目 次

1. 目的
2. 計画地域
3. 計画期間
4. 一般廃棄物（ごみ）の処理計画量
5. 主な取り組み
6. 市民・事業者の責務等
7. 収集・運搬計画
8. 中間処理計画
9. 最終処分計画
10. リサイクル制度等への対応
11. 市が処理しないごみ等

別表 1 収集・運搬及び処理する事業者

別表 2 家庭系ごみの排出・搬入方法

別表 3 市が処理しないごみ等

## 1. 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、枚方市の区域内の一般廃棄物（ごみ）を適正に処理し、ごみ減量・リサイクルに関する取り組みを推進するため、一般廃棄物（ごみ）処理実施計画を定めるものである。

## 2. 計画地域

枚方市全域

## 3. 計画期間

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

## 4. 一般廃棄物（ごみ）の処理計画量

本市で発生する一般廃棄物（ごみ）の排出量は次のとおりである。

種 別	見込み量
総排出量	120,610 t
家庭系ごみ	88,460 t
事業系ごみ	32,150 t
動物の死体	2,030 匹

※事業者等が自ら処理する量は除く。

## 5. 主な取り組み

枚方市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に掲げられる基本方向・基本施策に基づき次の施策に取り組むものとする。

### <基本方向1 家庭系ごみの4Rの推進>

基本施策名	施策内容（基本計画抜粋）	取り組み
4Rのための環境教育・環境学習の推進	<p>(1) 小学校等における4R教育の推進            中学校・小学校・幼稚園・保育所(園)における4R教育を実施するとともに、より幅広い世代に対する4R教育を進めるため、関係機関の協力を得ながら、高等学校・大学における4R教育の実施も検討していきます。</p> <p>また、環境副読本「わたしたちのくらしと環境」を市内の小学4年生に配付するとともに、清掃工場への見学の受け入れやごみの収集体験を行うなど、ごみへの関心を高め、4Rに関する意識啓発を行います。</p>	<p>① 高等学校・中学校・小学校・幼稚園・保育所(園)における4R教育を推進していきます。</p> <p>② 大学の学園祭等において啓発キャンペーンを継続実施します。</p> <p>③ 市ホームページや広報、案内状の送付等により清掃工場見学の周知を図るとともに、見学の機会を活用した4Rの啓発を行います。</p>
	<p>(2) 地域等における4R学習の推進            市職員が地域等に出向いてごみの話をする「出前講座」を行うとともに、市民による清掃工場への見学内容の充実を図り、4Rへの理解と協力を得られるよう、4R学習の取り組みを進めます。</p>	<p>① リサイクル可能な資源物の分別排出の更なる徹底を図るため、市民団体の要望に応じた出前講座を実施します。</p> <p>② 清掃工場の見学について市のホームページや広報等での周知を継続的に実施します。</p>
4R活動の推進	<p>(1) 生ごみの4Rの推進            ごみの組成分析調査の結果、家庭系ごみ中に生ごみが約43%含まれており、手をつけていない食品も含まれていたことから、生ごみの発生抑制の取り組みを促進するために、食品ロスの削減に向けた啓発等を充実させ、食を通して環境問題への関心と理解が深まるよう、環境に配慮した食育を計画的に推進します。</p> <p>また、市民グループと連携して生ごみの堆肥化の普及を進めていくとともに、生ごみの水切りの促進や新たな取り組みを検討します。</p>	<p>① 「食べのこサンデー」運動のロゴマークを使用した食品ロスの削減に向けた啓発を進めます。</p> <p>② 厨芥類を削減するため、堆肥の有効利用を研究し、イベントや講習会等で広く啓発を行い、生ごみ堆肥化やリユースの取り組みを進めます。</p> <p>③ 生ごみ堆肥化講習会を継続実施し、普及を進めます。</p>

基本施策名	施策内容（基本計画抜粋）	取り組み
4 R活動の推進	<p>(2) リデュース・リユースの推進</p> <p>従来から実施しているマイバッグの利用の促進を図るとともに、マイボトル持参の拡大に向けて、キャンペーンの実施や事業者との連携による給水可能な施設の拡充を検討するなど、リサイクルよりも優先すべきリデュースの取り組みを進めます。</p> <p>また、市内のリサイクルショップ等に関する情報を発信するとともに、不用品交換情報ネットワーク（「あげます・ください」）のさらなる活用を目指すなど、リサイクルよりも優先すべきリユースの取り組みについても検討を進めます。</p>	<p>① 日常の買い物にマイバッグを持参し、レジ袋を断わることや、マイカップの利用促進に関して街頭キャンペーン、ホームページなどを利用し推進します。</p> <p>② 不用品交換情報「あげます・ください」を活用してリユースを推進します。</p> <p>また、「持込ごみ」、「臨時ごみ」で原形を保持している物品をイベント時に市民に提供し、リユースの取り組みを推進します。</p>
	<p>(3) 古紙・古布のリサイクルの推進</p> <p>古紙・古布については、自治会・子ども会などによる再生資源集団回収を基本にリサイクルの取り組みを促進します。</p> <p>ごみの組成分析調査の結果、一般ごみ中にリサイクル可能と思われる古紙・古布が約15%含まれていたことから、新たな回収方法の検討を進め、4 Rを計画的に推進します。</p>	<p>① 自治会・子ども会などによる再生資源集団回収の取り組みを促進するため、更なる啓発を行います。</p> <p>② 大学と連携した古紙の拠点回収を実施し、古紙のリサイクルを推進します。</p> <p>③ 古紙の行政分別回収を実施し、古紙のリサイクルを進めます。</p> <p>④ 持込みごみに含まれる古紙・古布類等を分別し再資源化を推進します。</p>
	<p>(5) その他のリサイクルの推進</p> <p>デジタルカメラや携帯電話などの使用済小型家電の回収・リサイクルを本格的に実施するとともに、剪定枝をチップ化するなど、ごみの減量・リサイクルを推進します。</p>	<p>① 使用済小型家電のイベント回収や、各種広報媒体による啓発を進めます。</p> <p>② ごみの減量推進のため、剪定枝をチップ化する粉砕機の貸与について周知を行います。</p> <p>③ 市民が直接搬入する粗大ごみ及び臨時ごみに含まれる布団のリサイクルを実施します。</p>

基本施策名	施策内容（基本計画抜粋）	取り組み
適正排出の推進	<p>（１）分別排出ルール徹底            広報ひらかたや市ホームページなどにおいて分別排出の方法を周知するとともに、分別状況が悪い場合は、直接排出者に対して啓発・指導を行い、分別排出ルールの徹底を図ります。また、外国語のリーフレットやよりわかりやすい粗大ゴミマニュアルを作成し、分別排出を促進します。</p> <p>ペットボトル・プラスチック製容器包装については、ごみの組成分析調査の結果、一般ゴミ中にリサイクル可能と思われるものが約１割含まれていたことから、分別排出ルールに関する啓発を計画的に充実・強化します。</p>	<p>① 分別状況が悪いごみ置き場の利用者に対し、戸別訪問等による啓発・指導を行います。</p> <p>② 啓発資料として作成した「ごみ収集日カレンダー」を配布し、ごみ減量・分別排出の啓発活動を行います。</p> <p>③ ごみの適正排出を推進するため「ごみ分別アプリ」をはじめとした様々な情報伝達媒体を活用して広く周知します。</p> <p>④ 古紙の行政分別回収についてホームページ等への掲載により、市民に広く周知します。</p>
	<p>（３）適正処理困難物や危険物等の適正排出の促進            適正処理困難物や危険物等の品目について整理を行い、処分先の案内や処分方法などの情報を提供し、市民が適切に処分することができるように、検討を進めます。また、蛍光管や水銀体温計などは水銀が含まれていることから、国の動向等も踏まえ、回収方法の検討を進めます。</p>	<p>① 中身が残ったカセットコンロ用ガス缶、スプレー缶、水銀体温計、温度計及び血圧計などについて、市民からの持ち込み回収を行い、専用施設を有する業者等において適正に処理します。</p> <p>② 水銀使用廃製品を適正処理するため、市で行う分別拠点回収を広く周知します。</p>
市民サービスの向上	<p>（１）ごみ収集支援の拡充            ふれあいサポート収集に加え、新たに屋内から粗大ゴミなどの持ち出しを行うサポート収集を検討するなど、ごみ収集支援を拡充します。</p>	<p>① ふれあいサポート収集を継続実施します。</p> <p>② 大型ごみ持ち出しサポート収集を継続実施します。</p>
	<p>（２）超高齢社会等への対応            今後、さらに一人暮らしの高齢者等が増えることが見込まれることから、市民ニーズを踏まえながら、ごみ出しに関する新たなサポートや支援の検討を行います。</p>	<p>① ごみ出しに関する高齢者等支援の一つである「大型ごみ持ち出しサポート収集」事業について、令和３年４月１日から、対象者に、75歳以上で構成される世帯及び要支援１以上で構成される世帯を追加し、要件を緩和します。</p>

<基本方向2 事業系ごみの4Rの推進>

基本施策名	施策内容（基本計画抜粋）	取り組み
4R活動の推進	<p>(1) 生ごみの4Rの推進                      ごみの組成分析調査の結果、事業系ごみ中に生ごみが約37%含まれており、売れ残り食品も含まれていたことから、食品製造業や飲食店、小売店などから排出される生ごみについて、食品ロスの削減に向けた啓発等を充実・強化するとともに、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」に基づく取り組みを周知していきます。</p>	<p>① 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会の会員として、忘年会シーズンに、外食時の「おいしい食べきり」全国共同キャンペーンを実施します。</p>
	<p>(2) 紙類のリサイクルの推進                      ごみの組成分析調査の結果、事業系ごみ中にリサイクル可能と思われる紙類が約11%含まれていたことから、資源化物として処分してもらえる資源化事業者の紹介や搬入拠点の整備を行うなど、事業活動に伴い排出される紙類のリサイクルを計画的に進めます。</p>	<p>① 庁内から発生する機密文書に準じた処理が必要な古紙について、機密を保持したまま再生処理が可能な契約事業者への引き渡しを行います。</p> <p>② 事業者から排出される機密書類やシュレッダー後の紙類等のリサイクル処理について周知を行います。</p>
	<p>(3) 多量排出事業者への減量指導                      「枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例」に基づく多量排出事業者に対して、一般廃棄物減量等計画書の提出や廃棄物管理責任者の選任を求めるとともに、研修会等の開催や立入指導を定期的実施します。</p>	<p>① 多量排出事業者に対して、一般廃棄物管理責任者の選任及び事業系一般廃棄物減量等計画書の提出を求め、減量等の取り組みの実施状況の確認や指導のために、立入調査を実施します。</p>



<基本方向3 安全で安定的なごみの収集・処理体制の構築>

基本施策名	施策内容（基本計画抜粋）	取り組み
安全で安定的なごみの収集・処理	<p>(1) ごみ処理の広域化の推進</p> <p>ペットボトル・プラスチック製容器包装については、北河内4市リサイクル施設組合で選別・圧縮梱包を引き続き行います。また、可燃ごみについては、令和5年度の稼働を目指し、京田辺市と可燃ごみ広域処理施設の整備を進めます。</p>	① 京田辺市及び枚方京田辺環境施設組合と連携し、可燃ごみ広域処理施設の整備を進めます。
	<p>(2) ごみ処理施設の安全で安定的な稼働</p> <p>穂谷川清掃工場第3プラントについて、老朽化対策工事を実施するとともに、東部清掃工場の長寿命化を図るため、廃棄物処理施設長寿命化総合計画を策定し、基幹改良工事などを計画的に実施します。</p>	① 令和3年度の「循環型社会形成推進交付金」の申請を行い、東部清掃工場焼却施設長寿命化総合計画に基づく基幹的設備改良事業を第一期工事として着手します。
安全で安定的なごみの収集・処理	<p>(5) 災害時に対応できるごみ処理体制の構築</p> <p>災害時に対応できるごみ処理体制を検討するとともに国や大阪府の動向等を踏まえ、本市の地域防災計画と整合を図りながら災害廃棄物処理計画の策定を行います。また、緊急時も含めたごみ処理に係る周辺自治体との応援体制も引き続き整備します。</p>	① 災害廃棄物に関する国・大阪府のブロック会議への出席、及び研修・訓練等への参加を通じて災害時の連携・連絡体制の確認・情報収集を行う。また、策定した災害廃棄物処理計画に基づき、仮置場候補地の調査・整理を行うなど発災前の平時の対応に取り組みます。

<基本方向4 環境に配慮したまちづくり>

基本施策名	施策内容（基本計画抜粋）	取り組み
環境負荷の低減	<p>(1) 環境負荷の低減</p> <p>焼却余熱による発電や施設の省エネルギー化を進め、エネルギーの有効活用を行います。</p> <p>また、ごみの減量等によるごみ収集車の燃料使用量の抑制を図るとともに、低公害車等の導入により、環境負荷の低減に努めます。</p>	<p>① 清掃工場の焼却余熱による発電を行います。</p> <p>② 省エネ効果の高い設備への随時更新を行います。</p>
まち美化・不法投棄対策の推進	<p>(1) まち美化の推進</p> <p>「枚方市まち美化計画」などに基づき、ポイ捨て防止キャンペーンや路上喫煙防止、アダプトプログラムなどの取り組みを推進します。</p>	<p>① 「ひらかたプラごみダイエット～ポイ捨てゼロ宣言」に基づく取り組みとして、「ひらかたプラごみダイエット行動宣言」の参加者を募集し、ポイ捨て・置き去りごみゼロに向けた取り組みを進めます。</p> <p>② アダプト団体との連携や、クリーンリバーの実施・参加団体の拡大により、参加者をはじめ、広く市民に、ポイ捨て防止の啓発を行います。</p>

## 6. 市民・事業者の責務等

### (1) 市民

- 市民は、廃棄物の発生を抑制し、不用品の活用若しくは再生品の使用等を図り、または生活の中で発生した廃棄物をなるべく自ら処分すること等により、廃棄物の減量に努めなければならない。
- 市民は、廃棄物の減量及び適正処理並びに清潔の保持に関する市の施策に協力しなければならない。

### (2) 事業者

- 事業者は、その事業活動に伴う廃棄物の発生を抑制し、再使用及び再生利用を促進することにより廃棄物の減量を行うとともに、自らの責任において環境上支障が生じないうちに廃棄物を適正に処理しなければならない。
- 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合における処理の困難性についてあらかじめ自己評価し、その適正な処理が困難にならないようにしなければならない。
- 事業者は、廃棄物の減量及び適正処理並びに清潔の保持に関する市の施策に協力しなければならない。
- 事業者は、自らの排出する一般廃棄物を自ら処理しない場合、収集・運搬は市の許可した収集・運搬業者等に、中間処理・最終処分については市の施設又は民間の一般廃棄物処理業者等により、適正に処理しなければならない。

## 7. 収集・運搬計画

### (1) 家庭系ごみ

#### ① 市による収集・運搬

##### ア 概要

種 類		収集主体	収集回数	収集方法	見込み量	搬入先
一般ごみ		市(直営・委託)	週2回	ステーション収集	53,580 t	穂谷川清掃工場 東部清掃工場
資源ごみ	ペットボトル・プラスチック製容器包装		週1回		5,650 t	北河内4市リサイクルプラザ
	古紙	市(委託)	月2回		1,540 t	民間処理施設
	空き缶、びん・ガラス類	市(直営)	月2回		3,480 t	穂谷川清掃工場
	使用済小型家電	市(直営)	随時		10 t	
	水銀使用廃製品	市(直営)	随時		—	

粗大ごみ	粗ごみ・大型ごみ	市（直営・委託）	申し込みの際に指定した水曜日	戸別収集	6,070 t	東部清掃工場
	臨時ごみ		申し込みの際に指定した日			

- ※1 大型ごみとは、枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する規則（以下「規則」という。）第5条の2に掲げるものをいう。「粗ごみ」とは、粗大ごみのうち、規則第5条の2に掲げるもの以外をいう。
- ※2 臨時ごみとは粗ごみ・大型ごみについて、同月中において2回目以降の申し込みをする場合、または1度に7点以上排出する場合をいう。
- ※3 粗大ごみには、廃棄物処理法第6条の3に基づく一般廃棄物（環境大臣が指定する適正処理困難物）の廃スプリングマットレス2,590台を含む。
- ※4 市内における自治会等の地域清掃によるごみ及び不法投棄物は、収集・運搬を市が行う。
- ※5 収集・運搬を行う委託事業者については別表1のとおりとする。
- ※6 古紙の行政分別回収については、令和元年6月より開始。

イ 収集・排出方法

(ア) 収集回数

種 類		回 数
一般ごみ		市域を2ブロックに分割し、それぞれのブロックごとに週2回の指定曜日を定めて収集する。
資源ごみ	ペットボトル・プラスチック製容器包装	市域を5ブロックに分割し、それぞれのブロックごとに週1回の指定曜日を定めて収集する。
	古紙	市域を10ブロックに分割し、それぞれのブロックごとに月2回の指定曜日を定めて収集する。
	空き缶、びん・ガラス類	市域を10ブロックに分割し、それぞれのブロックごとに月2回の指定曜日を定めて収集する。
	使用済小型家電	市内の公共施設や協力店舗に専用の回収ボックスを設置し、週1回収集する。
	水銀使用廃製品	市内の公共施設や協力店舗に専用の回収ボックスを設置し、週1回収集する。
粗大ごみ	粗ごみ・大型ごみ	申し込みにより収集する。ただし、粗ごみと大型ごみそれぞれの区分ごとに1世帯、月1回6点までに限る。
	臨時ごみ	申し込みにより収集する。申し込み回数や収集回数の制限を設けない。

※1 地域清掃ごみは、登録団体が実施後、随時収集する。また、不法投棄物は随時回収する。

(イ) 収集方法

種 類		収集方法
一般ごみ		ステーション収集（ステーションは概ね10戸に1箇所）。ただし、中高層集合住宅については、主にコンテナボックスやロータリードラムによる収集とする。
資源ごみ	ペットボトル・プラスチック製容器包装	ステーション収集（ステーションは概ね10戸に1箇所）。
	古紙	
	空き缶、びん・ガラス類	
	使用済小型家電	拠点回収（専用の回収ボックスは20箇所）
	水銀使用廃製品	拠点回収（専用の回収ボックスは26箇所）
粗大ごみ	粗ごみ	戸別無料収集（粗大ごみ予約センターにて受付し、原則として受付日の翌週の水曜日に収集。ただし、一定の受付件数を超えた場合、受付日の翌々週の水曜日を収集日とする場合がある。）。
	大型ごみ	戸別有料収集（粗大ごみ予約センターにて受付し、原則として受

	付日の翌週の水曜日に収集。ただし、一定の受付件数を超えた場合、受付日の翌々週の水曜日を収集日とする場合がある。)。手数料は、枚方市証紙にて徴収する。
臨時ごみ	戸別有料収集（粗大ごみ予約センターにて受付し、受付の際に収集日（午前または午後）を指定。）。なお、立会いを必要とする。手数料は、枚方市証紙にて徴収する。

- ※1 一般ごみ及び資源ごみのごみ出しが困難な一人暮らしの要介護の高齢者や重度の障害者等の世帯を対象に、戸別に玄関先で収集する「ふれあいサポート収集」を実施する。なお、収集については、申し込み後に面談を行い、可否を決定する。また、大型ごみを玄関先まで持ち出すことが困難な場合には、「ふれあいサポート収集」の利用者及び「大型ごみ持ち出しサポート収集」の対象世帯に限り、室内からの持ち出しを実施する。
- ※2 地域清掃ごみは登録団体等が指定した場所で収集する。また、不法投棄物は不法投棄された場所で回収する。
- ※3 枚方市証紙は枚方市証紙売りさばき人（市内のコンビニエンスストア、酒店、米穀店等。一部、取り扱いしていない販売店もある。）及び枚方市役所、各支所、枚方市駅市民室サービスセンター並びに穂谷川清掃工場において販売する。
- ※4 別表2に記載する家庭系ごみの排出方法に則って排出することができない場合は、収集・運搬は一般廃棄物収集運搬許可業者を主体とする。
- ※5 引越荷物運送業者が転居廃棄物を運搬する場合は、廃棄物処理法施行規則第2条第10項による所定の場所において、市または一般廃棄物収集運搬許可業者に引渡すこととし、運搬は引渡しを受けた者を主体とする。
- ※6 別表3に記載する市が処理しないごみの収集・運搬は一般廃棄物収集・運搬の許可を持つ者及び各種法令上、その一般廃棄物を扱うことができる者を主体とする。

#### (ウ) 排出方法

ごみを排出する場合、別表2のとおり適正に排出することとする。

## ② 市民による搬入（持込みごみ）

### ア 概要

種 類	搬入主体	見込み量	搬入先
粗大ごみ	市民	260 t	穂谷川清掃工場

### イ 搬入方法

家庭から排出する粗大ごみについては、別表2のとおり穂谷川清掃工場に市民が直接搬入することができる。粗大ごみを搬入するにあたっては、粗大ごみ予約センターに事前に申し込みを行うものとする。

ウ 搬入時間

搬入先	搬入できる時間帯
穂谷川清掃工場	月曜日・火曜日・木曜日・金曜日（祝日を含む。） 午後1時～午後3時30分

③ 再生資源集団回収

ア 概要

種 類	見込み量	搬入先
新聞紙、雑誌等、段ボール、古布、アルミ缶、牛乳パック、紙製容器包装	17,720 t	民間処理施設

イ 排出方法

自治会や子ども会などの登録団体が主体となって、資源回収業者と契約を締結し、古紙や古布などの資源物の回収を行う。

ウ 報償金

自治会や子ども会などの登録団体に対し、古紙や古布などの回収量に応じて、「再生資源集団回収報償金交付要綱」に基づき、1kgにつき4円の報償金を交付する。

④ その他危険物の回収

ア 概要

水銀の内含有量が多く、回収ボックスでは安全性が確保できない水銀使用体温計・血圧計等や爆発、火災発生等の危険性が伴う中身入りスプレー缶・ライター類を回収する。

イ 回収拠点

穂谷川清掃工場・東部清掃工場

※ 公共施設への出張回収(年間10回・午前10時から正午)も実施する。

(2) 事業系ごみ

① 収集・運搬

ア 概要

種 類	収集主体	収集回数	収集方法	見込み量	搬入先
可燃ごみ	一般廃棄物収集	業者との 契約による	業者との 契約による	32,110 t	東部清掃工場
粗大ごみ	運搬許可業者			200 t	
実験動物の死体及び 処理用マット等	一般廃棄物収集 運搬許可業者			3 t	民間処理施設
木くず	一般廃棄物収集			1,810 t	民間処理施設

(剪定枝、刈草等)	運搬許可業者、一				
動植物性残渣 (魚あら、揚げかす)	般廃棄物再生利 用業指定業者等			250 t	民間処理施設

- ※1 事業者が事業活動に伴って排出する一般廃棄物を自ら処理する場合は、その処理が完結（埋立処分または売却可能な状態への製品化）するまで責任を負うものとする。
- ※2 一般廃棄物収集運搬許可業者及び一般廃棄物再生利用業指定業者については別表1のとおりとする。
- ※3 市の処理施設への搬入は、別表1 2 市民・事業者が委託する事業者「(1) 一般廃棄物収集運搬許可業者」の表中、一般廃棄物の項に掲げる8社に限りこれを認める。
- ※4 可燃ごみには再生利用できない剪定枝や刈草等を含む。
- ※5 市以外の者に処理を委託する場合は、その処理が完結（埋立処分又は売却可能な状態への製品化）するまでを委託するものとし、処理後の可燃残渣等は、市の処理施設へ搬入することはできない。
- ※6 実験動物の死体・糞及びマットについてその収集及び運搬は、廃棄物処理法第6条に基づき、同法第7条第1項に規定する一般廃棄物収集運搬許可業者（2社）により、収集運搬を行うものとする。

#### イ 排出方法

事業者は、自らの一般廃棄物を市の処理施設によって中間処理・最終処分するために、その収集・運搬を一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する場合、無色透明又は白色半透明の45リットル以下のポリ袋に入れて出さなければならない。なお、その際には、産業廃棄物を混入させてはならない。

#### ウ 搬入時間

一般廃棄物収集運搬許可業者が市処理施設へ搬入できる時間帯等は次のとおりとする。

搬入先	搬入できる時間帯
東部清掃工場	平日 午前5時～午前11時30分 午後1時～午後4時
	土曜日 午前5時～午前11時30分
	日曜日 午前5時～午前9時30分

### (3) 動物の死体

#### ① 収集・運搬

##### ア 概要

種類	搬入主体	見込み量	搬入先
動物の死体	市（直営・委託）	1,220匹	穂谷川清掃工場

- ※1 本市域内の公の道路から出る所有者不明の動物の死体（犬、猫、その他の小動物）について、当該公の道路の管理者等は穂谷川清掃工場に搬入することができる。

イ 収集方法

種 類	収集方法
動物の死体	戸別有料収集（動物の死体は粗大ごみ予約センターにて受付し、月曜日から金曜日の午後4時までの申し込み受付分については当日中に収集する。それ以降の受付分は翌日の午前中に収集する。ただし、金曜日の午後4時以降の受付分は翌週の月曜日の午前中に収集する。）。

② 市民による搬入

ア 概要

種 類	搬入主体	見込み量	搬入先
動物の死体	市民	810 匹	穂谷川清掃工場

イ 搬入方法

穂谷川清掃工場に市民が直接搬入するにあたっては、粗大ごみ予約センターに事前に申し込みを行うものとする。

ウ 搬入時間

搬入先	搬入できる時間帯
穂谷川清掃工場	月曜日・火曜日・水曜日・木曜日・金曜日（祝日を含む。） 午前9時～午後5時

8. 中間処理計画

(1) 概要

種 類	処理方法	処理施設	見込み量	
家庭系一般ごみ 事業系可燃ごみ	焼却処理	穂谷川清掃工場 東部清掃工場	92,600 t	
資源ごみ	ペットボトル・プラスチック製容器包装	北河内4市リサイクルプラザで選別・圧縮梱包を行い、指定法人ルートで再資源化	北河内4市リサイクルプラザ	5,650 t
	古紙（行政分別回収）	粉碎・選別を行い、グループ工場でペール状に加工・圧縮	民間処理施設	1,540 t
	空き缶、びん・ガラス類	一般廃棄物中間処理業者において選別し、再資源化を行い、可燃残渣は焼却、不燃残渣は埋立	民間処理施設	3,480 t
	使用済小型家電	小型家電リサイクル法に基づく認定事業者による再資源化	民間処理施設	37 t



	水銀使用廃製品	民間業者において再資源化	民間処理施設	—
	再生資源集団回収 (古紙・古布等)	回収業者において再資源化	民間処理施設	17,720 t
家庭系粗大ごみ 事業系粗大ごみ	破碎・選別後、金属類は再資源化、 可燃残渣は焼却、不燃残渣は埋立	東部清掃工場	6,470 t	
実験動物の死体及び処理用 マット等	一般廃棄物中間処理業者において 処理	民間処理施設	3 t	
木くず (剪定枝、刈草等)	一般廃棄物再生利用業者において 処理	民間処理施設	1,810 t	
動植物性残渣 (魚あら、揚げかす、調理く ず)		民間処理施設	250 t	
動物の死体	焼却処理	穂谷川清掃工場	2,030 匹	

※ 1 使用済小型家電は、拠点回収及び粗大ごみからのピックアップ回収による見込み量。

※ 2 使用済小型家電について、近隣市と再資源化共同処理を実施。

※ 3 水銀使用廃製品のうち、蛍光管については、穂谷川清掃工場において破碎を行い、民間業者において再資源化を行う。

## (2) 中間処理に使用する施設への搬入量

中間処理に使用する施設への区分別の搬入量は、次のとおりとする。

区 分	見込み量
市 (直営)	29,480 t
市 (委託)	39,300 t
一般廃棄物収集運搬許可業者及び一般廃棄物再生利用業指定業者	33,960 t
直接搬入	660 t

## (3) 中間処理に使用する市関係施設の概要

中間処理に使用する市関係施設は、次のとおりとする。ただし、中間処理に使用する市関係施設以外の処理事業者は別表 1 のとおりとする。

### ① 焼却施設

施設名	穂谷川清掃工場	
所在地	枚方市田口 5 丁目 1 番 1 号	
型式	<ごみ焼却施設> 全連続燃焼式焼却炉	<動物焼却炉> バッチ式焼却炉
処理能力	200 t/日×1基	50kg/h×1基

施設名	東部清掃工場	
所在地	枚方市大字尊延寺 2949 番地	
型式	<ごみ焼却施設> 全連続燃焼式焼却炉	<溶融炉> 燃料式灰溶融炉
処理能力	120 t/日×2基	24 t/日×2基 (交互運転)

## ② 資源化施設

施設名	北河内4市リサイクルプラザ (一部事務組合：北河内4市リサイクル施設組合)
所在地	寝屋川市寝屋南一丁目7番1号
処理方式	選別・圧縮梱包処理
処理能力	53 t/日 (11時間稼働)

## ③ 破碎施設

施設名	東部清掃工場
所在地	枚方市大字尊延寺 2949 番地
型式	低速二軸せん断式破碎機・衝撃せん断回転式破碎機
処理能力	39 t/5時間

## 9. 最終処分計画

### (1) 残渣の量及び処分方法

種類	処理方法	処理施設	見込み量
焼却灰、溶融スラグ 不燃残渣（破碎処理 後）	大阪湾広域臨海環境整備センター で埋立処分	大阪湾広域臨海環 境整備センター	10,770 t
溶融飛灰	山元還元による資源化	民間処理施設	560 t

※1 残渣発生量のうち、溶融スラグ等の有効利用可能なものについては資源化を推進する。

※2 溶融飛灰については、別表1に記載する事業者において資源化する。

### (2) 資源化処理に使用する市関係施設の概要

施設名	穂谷川清掃工場 ストックヤード及び旧粗大ごみ置場	
所在地	枚方市田口5丁目1番1号	
対象物	溶融スラグ	空き缶、びん・ガラス類
建物面積	648m <sup>2</sup>	570m <sup>2</sup>

## 10. リサイクル制度等への対応

### (1) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

ペットボトル・プラスチック製容器包装については、北河内4市リサイクルプラザで選別・圧縮梱包を行い、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の指定法人ルートによる処理（再商品化）を行う。新聞紙、雑誌、段ボール等の古紙や古布については再生資源集団回収による再資源化を推進する。

### (2) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

法の対象であるテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンの4品目については、製造事業者等により再資源化処理を行う。

### (3) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）

デジタルカメラ・ゲーム機などの小型電子機器等については、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者により再資源化処理を行う。市では、専用ボックスでの拠点回収や清掃工場での粗大ごみからのピックアップ回収を行う。

### (4) 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）

パーソナルコンピュータ及び小型二次電池（小型充電式電池）については、法に基づく製造事業者等による自主回収を行うことで再資源化処理を行う。

### (5) 廃棄物処理法に基づく広域認定制度

廃消火器、廃原動機付自転車及び廃自動二輪車については、法に基づく広域認定制度を受けた製造事業者等による回収を行うことにより再資源化処理を行う。

## 11. 市が処理しないごみ

市に処理責任がないもの、市が現有する収集・運搬、中間処理、最終処分の方法にて処理できない、または適正な処理が困難であるために市が処理しないごみは別表3のとおりとする。収集・運搬、処理、処分については、販売店や製造元等に相談すること。

## 別表1 収集・運搬及び処理する事業者

### 1. 市が委託する事業者

#### (1) 収集・運搬委託

種類		事業者	本社所在地
一般ごみ・粗大ごみ・		キャリアテクノ・都市クリエイト 共同企業体	枚方市長尾家具町4丁目18-5
		コスミック・アーバンキープ 共同企業体	枚方市春日西町2-1-7
		枚方ネットウルビーノ・住吉エコ サポート共同企業体	枚方市出屋敷西町1丁目25-10
一般ごみ・粗大ごみ・ 動物の死体		クリーンズ・デルピス共同企業体	枚方市町楠葉1丁目3番地の18
資源ごみ	ペットボトル・ プラスチック製 容器包装	株式会社スリーエフコーポレー ション	寝屋川市太秦桜が丘34番15号
	古紙	信和商事株式会社	京都府八幡市八幡久保田1番地

#### (2) 処理、処分委託

種類		事業者	処理場所在地
家庭系 ごみ	空き缶、びん・ガラ ス類	有限会社徳山産業	高槻市北大樋町45番1号
	使用済小型家電	大栄環境株式会社	兵庫県三木市口吉川町吉祥寺谷132 番地8
	水銀使用廃製品	野村興産株式会社	北海道北見市留辺蘂町富士見217番 地1
	古紙	(株)西本	大阪府枚方市出屋敷西町1丁目25- 15
焼却灰、溶融スラグ、 不燃残渣(破碎処理後)	大阪湾広域臨海環境整備センタ ー	(搬入施設) 堺基地 堺市西区築港新町4丁4番 (処分場) 大阪沖埋立処分場 大阪市此花区北港緑地地先	
溶融飛灰	三菱マテリアル株式会社 直島製錬所	香川県香川郡直島町4049-1	

### 2. 市民・事業者が委託する事業者

#### (1) 一般廃棄物収集運搬許可業者

種類	事業者	本社所在地
一般廃棄物	株式会社アーバンキープ	枚方市春日野2丁目2-1
	株式会社キャリアテクノ	枚方市春日野1丁目1-39
	株式会社クリーンズ	枚方市町楠葉1丁目3-18
	株式会社コスミック	枚方市春日西町2丁目1-7
	住吉エコサポート株式会社	大阪市住吉区长居3丁目13-15

一般廃棄物	デルピス株式会社	枚方市堂山1丁目25-11
	都市クリエイト株式会社	高槻市上田辺町19-8
	枚方ネットウルビーノ株式会社	枚方市出屋敷西町1丁目25-10
一般廃棄物 (実験動物の死体及び 処理用マット等に限る)	株式会社猪名川動物霊園	兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷51-2
	株式会社美濃ラボ	岐阜県海津市平田町今尾1195番地の1

(2) 一般廃棄物再生利用業指定業者

種 類	事業者	本社所在地	
資源ごみ	木くず (剪定枝、刈草 等)	株式会社都市樹木再生センター	大東市大字龍間698
		株式会社前田造園	枚方市養父丘1丁目2-26
	動植物性残渣 (魚あら)	有限会社山田肥料商事	東大阪市柏田本町3-28
		有限会社浪速商会	大阪市生野区鶴橋3丁目1-44
	動植物性残渣 (揚かす)	植田油脂株式会社	大東市深野5丁目4-22



※ 魚あらの搬出先は、食品リサイクル法に基づき国の登録を受けた大阪府内の再生利用事業者に限る。

(3) 処理、処分業者

種 類	事業者	処理場所在地	
事業系 ごみ	木くず (剪定枝、刈草等)	株式会社都市樹木再生センター	大東市大字龍間1197
		株式会社前田造園	交野市青山2丁目2647-1
		木材開発株式会社	京都府京都市伏見区横大路千両松町45-1-2
	動植物性残渣 (魚あら)	小島サステナブルフィッシャリーズ株式会社	岸和田市臨海町16番1
	動植物性残渣 (揚かす)	植田油脂株式会社	大東市深野5丁目4-22
	動植物性残渣 (調理くず) ※魚あらを除く	京都有機質資源株式会社	京都府長岡京市神足落述1番地
	実験動物の死体及 び処理用マット等	株式会社猪名川動物霊園	兵庫県川辺郡猪名川町清水字前谷51-2
株式会社美濃ラボ		岐阜県海津市平田町今尾1195番地の1	

別表2 家庭系ごみの排出・搬入方法

種類	ごみの内容	ごみの分け方・出し方
一般ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○台所ごみ (料理くず・残飯・茶殻・たまごの殻・貝殻・魚のあら・廃食用油等)</li> <li>○リサイクルに適さない紙類、布くず</li> <li>○その他小型可燃物 (スポンジ・靴・鞆・カセットテープ・CD等)</li> <li>○紙おむつ等</li> <li>○プラスチック製のライター</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集日の午前8時45分までに所定の場所に出すこと。</li> <li>・ごみ袋は無色透明又は白色半透明の45リットル以下のポリ袋を使用すること。</li> <li>・ごみ袋の口はしっかりくくって出すこと。</li> <li>・草花・落葉は、原則として粗ごみとして取り扱うが、一家庭につき1袋を限度として週の後半の収集日に記名して出されたものは、家庭系一般ごみとして収集する。</li> <li>・竹串等の鋭利なものは、折り曲げたり、紙で包むなどして危険のない状態で出すこと。</li> <li>・古紙、古布類等は、なるべく地域の集団回収に出すこと。やむを得ずごみとして出すときは、少量を他の家庭系一般ごみと一緒にして、標準排出量(※)の範囲内で出すこと。  <small>※標準排出量とは、家庭系一般ごみを排出する場合で、一回の収集日に一世帯につき無色透明又は白色半透明の45リットル以下のポリ袋で1袋分(重量は5キログラム以内)をいう。ただし、台所等から出るごみが多いときは、2袋分まで出せるものとする。</small></li> <li>・食用油は、なるべく使いきる。ごみとして出す場合は、布や紙に吸着または、固化剤等で固化させ、袋に入れて出すこと。</li> <li>・台所ごみは、よく水切りをしたうえで出すこと。</li> <li>・紙おむつは、汚物をトイレに流すなどの方法で取り除いたあと、小袋に入れて二重で出すこと。</li> <li>・プラスチック製ライターは中身を使い切り、着火用の石が発火しないようにするため1日ほど水に浸してから出すこと。</li> <li>・家庭系一般ごみ以外のものを混入させないこと。</li> </ul>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">資源ごみ（ペットボトル・プラスチック製容器包装）</p>	<p>○ペットボトル（飲料用等）</p>  <p>左のマーク表示があるもの</p> <p>○プラスチック製容器包装</p>  <p>左のマーク表示があるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボトル類 (食用油・ドレッシング・飲料・洗剤・化粧品等の容器)</li> <li>・カップ・パック類 (カップ麺・ゼリー等のカップ、卵・果物等のパック、菓・日用品等のケース、コンビニ弁当・納豆等の容器)</li> <li>・トレイ（皿型容器）類 (惣菜・生鮮食品等のトレイ、菓子・カレールー等の仕切りトレイ)</li> <li>・袋、ラップ類 (パン・菓子等の袋、生鮮食品・コンビニ弁当等のラップ、カップめん等の外側フィルム、インスタント食品・冷凍食品等の袋、レジ袋・衣料品・トイレットペーパー・日用品等の袋、詰替用洗剤の袋)</li> <li>・チューブ類 (マヨネーズ・はみがき等のチューブ)</li> <li>・その他のプラスチック類 (果物・家電製品等を保護する発泡スチロールやシート等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品トレイやペットボトル等で回収ルートのあるプラスチック製容器は、なるべく販売店に出すこと。</li> <li>・午前8時45分までに所定の場所に出すこと。</li> <li>・無色透明又は白色半透明の45リットル以下のポリ袋を使用すること。</li> <li>・中を空にして、汚れのひどいものはふき取るか、軽く洗って出すこと。(チューブ類は中身を使い切ってから出すこと)</li> <li>・キャップやふた・ラベルは取り外して出すこと。(金属製のものは空き缶、びん・ガラス類の日に出すこと)</li> <li>・プラスチック製容器包装以外のごみを混入させないこと。</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">資源ごみ（空き缶、びん・ガラス類）</p>	<p>○空き缶 (飲料、ペットフード、菓子、食用油等の一斗缶よりも小さいスチール又はアルミの空き缶)</p> <p>○びん・ガラス類 (飲料・調味料等のびん、ガラスコップ、化粧品びん、板ガラス、耐熱ガラス等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビールびんや一升びんなどのリターナブルびんは販売店に返却すること。</li> <li>・午前8時45分までに所定の場所に出すこと。</li> <li>・無色透明又は白色半透明の45リットル以下のポリ袋を使用すること。</li> <li>・中を空にして、汚れのひどいものはふき取るか軽く洗って出すこと。</li> <li>・スプレー缶、カセットコンロのガス缶等は必ず使い切ってから出すこと。</li> <li>・キャップやふたは取り外して出すこと。(アルミ・スチール製のふたは一緒に出すこと)</li> <li>・割れたびん等は「ワレモノ」「キケン」のように危険であることを表示して出すこと。</li> <li>・空き缶、びん・ガラス以外のものを混入させないこと。</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">資源ごみ（紙）</p>	<p>古紙（新聞紙・雑誌・段ボール・雑がみ）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集日は空き缶、びん・ガラス類と同じ日に出すこと。</li> <li>・回収場所は空き缶、びん・ガラス類と同じ場所にだすこと。</li> <li>・ひもくくりもしくは紙袋に入れて出すこと。</li> </ul>

粗ごみ	<p>電気スタンド・ラジカセ等の家庭電器製品、なべ・せともの等の台所用品、座椅子・布団等の家具・寝具用品、衣装ケース等のプラスチック製品類（但し、無色透明又は白色半透明の 45 リットル以下のポリ袋に入らないもの及び 1 メートルを超えないものに限る）、植木を剪定したもの（業者が剪定した場合を除く）など規則第 5 条の 2 に掲げるもの以外のもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粗大ごみ予約センターに申し込むこと。</li> <li>・粗ごみの申し込みは、一世帯につき、月 1 回、排出できる点数は 6 点をそれぞれ限度とする。ただし、前回申し込み分の収集が完了していないときは受け付けない。</li> <li>・収集当日の午前 8 時 45 分までに、自宅前道路際又は指定の場所に出すこと。</li> <li>・粗ごみは、なるべく数点分をまとめてから出すこと。</li> <li>・ごみには 1 点ごとに、氏名と予約の際に通知した受付番号を記載した紙を貼付すること。</li> <li>・ガスコンロ・湯沸し器・ストーブ等は着火用電池を取り除いて出すこと。</li> <li>・粗ごみ以外のごみを混入させてはならない。</li> <li>・粗ごみを直接清掃工場へ持ち込む場合は、事前に粗大ごみ予約センターに申し込むこと。なお、粗ごみについてはわかりやすいところにまとめて氏名と予約の際に通知した受付番号を記入した枚方市証紙を貼付すること。</li> </ul> <p>粗ごみの認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i ごみ袋（無色透明又は白色半透明の 45 リットル以下のポリ袋を使用すること）1 袋分を 1 点とする。</li> <li>ii 縦・横・高さの合計が 1.3 メートル以内の段ボール箱に入ったもの 1 箱を 1 点とする。（大型ごみとして指定するものを除く）</li> <li>iii 長さ 1 メートル未満のもの数点を 1.5 メートル以下のひもでくくったものを 1 点とする。</li> <li>iv 上記 i ～ iii によらずに単品で排出された粗ごみは、全て 1 品をもって 1 点とする。</li> <li>v 大型ごみ（指定品目以外）を、解体・分解して原形をとどめない状態で、上記 i ～ iii によって出すときは粗ごみとして取り扱う。</li> </ul>
大型ごみ	<p>家電リサイクル法対象品目を除く大型家庭電器製品、たんす・机などの大型家具・敷物類、建具、自転車、趣味用品等で、規則第 5 条の 2 に掲げるもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粗大ごみ予約センターに申し込むこと。</li> <li>・大型ごみの申し込みは、一世帯につき、月 1 回、排出できる点数は 6 点をそれぞれ限度とする。ただし、前回申し込み分の収集が完了していないときは受け付けない。</li> <li>・収集当日の午前 8 時 45 分までに自宅前道路際又は指定の所に出すこと。</li> <li>・ごみには品目ごとに、氏名と予約の際に通知した受付番号を記入したそれぞれの品目に係る手数料分の枚方市証紙を貼付すること。</li> <li>・大型ごみを直接清掃工場へ持ち込む場合は、事前に粗大ごみ予約センターに申し込むこと。なお、大型ごみについてはわかりやすいところにまとめて氏名と予約の際に通知した受付番号を記入した枚方市証紙を貼付すること。</li> </ul>



<p>臨時ごみ</p>	<p>引越しや大掃除、その他の理由で、粗・大型ごみの点数・申込み制限の範囲を超えるごみ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粗大ごみ予約センターに申し込むこと。</li> <li>・臨時ごみは、収集時に立会いを必要とする。</li> <li>・午前の収集の場合は当日の午前8時45分まで、午後の収集の場合は午後1時まで、自宅前道路際又は指定の場所に出すこと。</li> <li>・枚方市証紙には、氏名と予約の際に通知した受付番号を記載すること。</li> <li>・枚方市証紙は、大型ごみの品目ごとに、粗ごみと基本手数料分はわかりやすいところに貼付すること。</li> <li>・市の排出ルールに基づいて出せない場合は枚方市一般廃棄物収集運搬許可業者へ収集を相談すること。</li> </ul>
<p>動物の死体</p>	<p>犬・猫・その他小動物の死体</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・動物の死体は、箱・袋等に入れること。</li> <li>・動物の死体の収集は、事前に粗大ごみ予約センターに申し込むものとする。</li> <li>・ペットの収集を依頼した場合は氏名と予約の際に予約センターが通知した受付番号を記入した枚方市証紙を貼付すること。</li> <li>・動物の死体を直接清掃工場に持ち込む場合も、事前に粗大ごみ予約センターに申し込むこと。</li> </ul>
<p>在宅医療に伴うごみ</p>	<p>自己注射や自己腹膜灌流、自己導尿等の在宅医療の実施に伴って排出される注射針・注射筒・ビニールバッグ類・チューブ・カテーテル類・脱脂綿・ガーゼ・紙おむつ・薬びん等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・注射針等の鋭利なものや血液が付着した感染性の恐れのあるものについては、原則として、在宅医療を指示した医療機関等に引きとってもらうこと。</li> <li>・薬びん等の非感染性のものを排出する場合は、分別区分に従い出すこと。</li> <li>・使用済みの脱脂綿・ガーゼ類やカテーテル等で体液等の付着のあるものは、丈夫な非透過製の袋などに入れて、分別区分に従い出すこと。</li> <li>・ビニールバッグ類や紙おむつ等については、内容物や付着物を事前に除去して、分別区分に従い出すこと。</li> </ul>

※1 臨時ごみ及び持込ごみにおける排出量の制限について次のとおりとする。

- ① 「トタン・波板」は1回につき40枚まで
- ② 「畳」は1回につき10枚まで
- ③ 「建具」は1回につき10枚まで
- ④ 自転車は1回につき20台まで
- ⑤ 植木の枝、草花、落葉は1回につき100袋（くくり）まで

### 別表3 市が処理しないごみ等

#### 1. 市に処理責任のないごみ

- ・産業廃棄物

#### 2. 適正処理・リサイクルなどの処理体制が整備されているもの

- ・自動車及びその部品（タイヤ、バッテリー、ドア、バンパー、タイヤチェーン、タイヤホイール等）
- ・原動機付き自転車・自動二輪車及びその部品
- ・消火器
- ・特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象機器（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン）
- ・パーソナルコンピュータ（取り替えた部品等は除く）  
※市においても使用済小型家電を回収する専用の回収ボックスで拠点回収を実施。
- ・小型二次電池（小型充電式電池）
- ・ボタン電池（アルカリボタン電池・酸化銀電池・空気（亜鉛）電池）

#### 3. 収集・運搬、破砕又は焼却が困難であるもの

- ・ペンキ・薬剤
- ・廃油・灯油・ガソリン等の油類
- ・汚泥
- ・ピアノ
- ・耕運機・農業用機械類
- ・カーポート
- ・発電機(充電器)
- ・エンジン・モーター付き機械類
- ・コンプレッサー
- ・シャッター
- ・脚立・はしご(2メートル以上のもの)
- ・耐火金庫
- ・ガスボンベ(カセット用ボンベは除く)・エアーボンベ
- ・浴槽
- ・便器
- ・金属製ベッド
- ・ソーラー給湯器・電気温水器
- ・ドラム缶
- ・ボウリング球
- ・スチール製又は鋳物製の門扉・フェンス・ドア(アルミ製を除く)
- ・鉄柱・鉄板・鉄材・鋼材類、ワイヤーロープ
- ・鉄アレイ・ダンベル・バーベル
- ・リヤカー
- ・木材（長さが1メートル以上のもの、直径・厚さが10センチメートル以上のもの、板状で厚さが5センチメートル以上且つ幅が30センチメートル以上のもの）
- ・ブロック・レンガ・コンクリート製品、石・ガラ・土砂等

#### 4. その他

- ・仏壇（原形がわからないように解体された場合を除く。）
- ・その他1～3に類するもの